

「装備品等秘密」の導入による変更点

ポイント

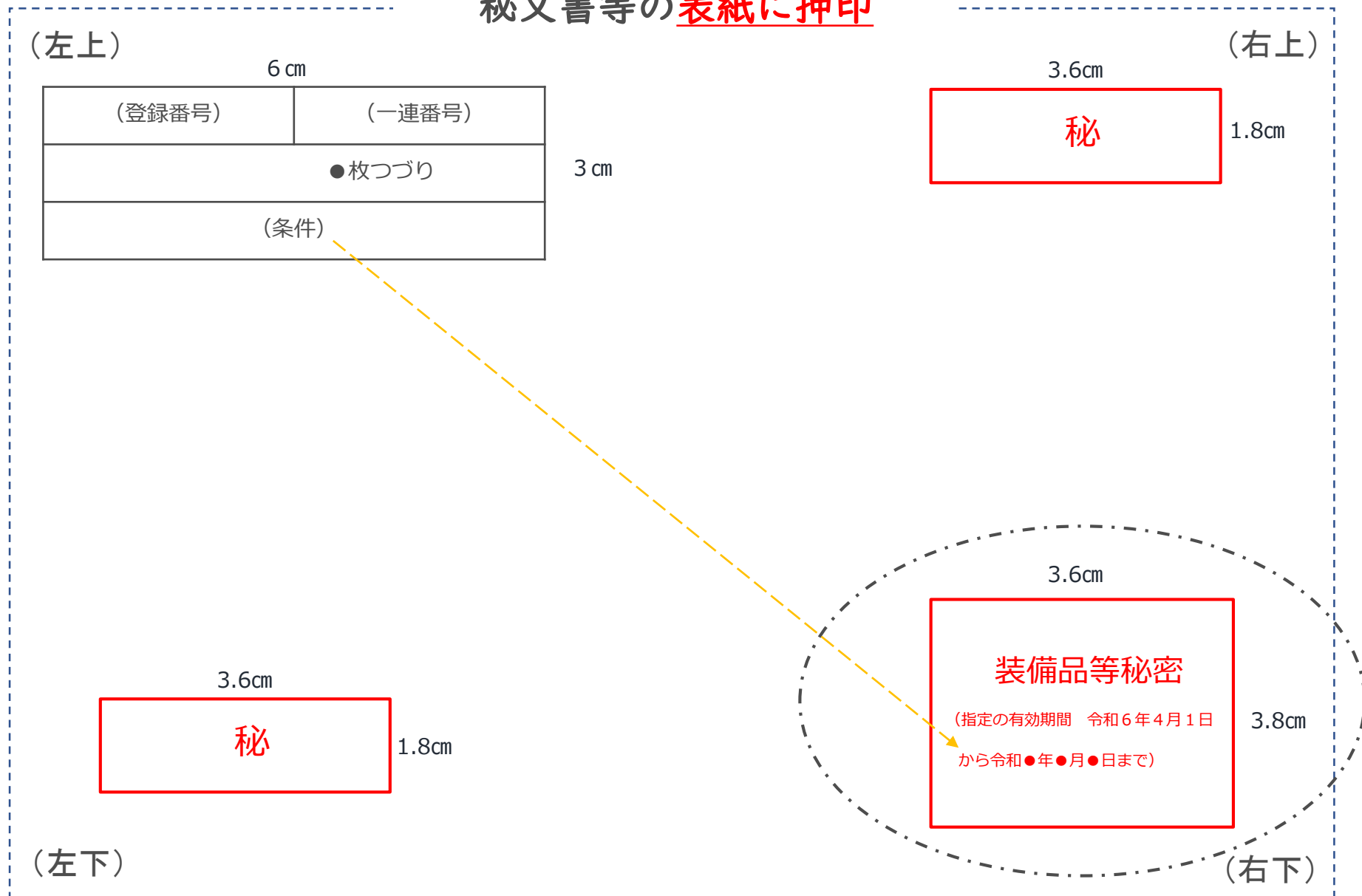
- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（第3章）の施行（令和6年4月1日～）に伴い、契約事業者様が省秘を取り扱う場合は、「装備品等秘密」の表示が必要です。
- 令和6年4月1日以前から提供している省秘についても「装備品等秘密」の表示が必要です。
（漏えいを企て、教唆し、ほう助した者についても罰則対象とするためには施行日からの表示が必要）
- 今後、当課から契約事業者様に個別に調整させていただきます。
（表示作業の要領は、①防衛省に一旦、省秘を返却する、②契約事業者様の方で事前に表示（押印等）し、防衛省が確認、③防衛省職員が現地で表示等 から選択）
- 装備品等秘密を提供する際は、**装備品等秘密指定書**を併せて交付します。
- 従業者が契約事業者様に提出する従来の誓約書について、**同意書**として様式を定めます。

新たな措置

- ・ 「装備品等秘密」の表示
- ・ 「装備品等秘密指定書」の交付
- ・ 従業者の同意書の様式を規定化

「装備品等秘密」の表示要領

秘文書等の表紙に押印



※基本的には、現状の秘密の保存期間の満了日を記入

各契約事業者様において必要となる作業について

■ 防衛装備庁装備保全管理課から事前調整の連絡をします。

- ・表示の作業要領等について確認

■ 契約事業者様の承諾書の準備（切替通達付紙様式第2）

■ 従業者の「同意書」の準備（防衛装備庁ホームページからもダウンロード可能）

- ・従業者の同意書の写しを準備
- ・実際に「装備品等秘密」を取り扱うまでに従業者に記載していただき、防衛装備庁装備保全管理課へ写しを提出（令和6年4月1日以降速やかに）

■ 関係社員名簿の提出

- ・関係社員名簿を契約担当官等へ提出（3月中に）
※当初の契約時に提出済みで、従業者に変更がない場合は省略可能

■ 保全規則・保全教育資料の改正準備

- ・実際に「装備品等秘密」を取り扱う前までに修正後のものを契約担当官等へ届出（3月中に）

装備品等秘密を提供する際には「装備品等秘密指定書」を交付

装備品等秘密指定書

調達要求番号	
契約品名	
作成部署	
指定年月日	
秘密文書等件名	
登録番号及び・連番号	
数量	
指定の有効期間	

1 指示事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たって、次に示す装備品等秘密に該当する情報の保全に努め、仮にこれを取り扱う従業者が故意に漏えいし、又は漏えいを企て、教唆し、ほう助した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科される場合がある旨、従業者に周知したうえで、当該情報を取り扱わせるものとする。

2 装備品等秘密の該当箇所

番号	装備品等秘密の該当箇所	備考

(3 その他調整事項)

装備品等秘密の指定の有効期間について明記
(基本的には、省秘の指定期間)

漏えいした場合に罰則が科せられる場合がある旨明記

機微情報に該当する部分について明記
「P●～P●」、「下線箇所」等

装備品等秘密文書等を防衛省から提供する際にこの
指定書が併せて交付されます。

従業者が事業者に提出する同意書（旧誓約書）の様式の規定化（基準）

基本的に令和6年4月1日（法施行日）の日付をお願いします。

装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン第8第5号により誓約を文書で行うこととされていましたが、防衛生産基盤強化法第27条第3項の規定を踏まえ、同意書として様式を改めて規定（5年間有効）

故意に漏えいした場合の罰則について明記

様式は「基準」であり、必要に応じて項目追加等は構いません

基本的には法施行日の令和6年4月1日付で従業者の方に記入していただき、事後、確認のため防衛装備庁装備保全管理課にその写しを送付してください。

年 月 日

同意書

（事業者名）

宛

私は、在職中及び離職後において、装備品等秘密を故意に漏えい等した場合は、関係法律により罰せられる場合があること及び民事上の責任を問われる場合があることを理解し、装備品等秘密を取り扱う業務に従事することに同意します。

また、装備品等秘密を取り扱う業務に従事するに当たって、装備品等秘密を取り扱う者としてふさわしい者であるかの確認のために必要な事項を防衛省に報告し、防衛省がこの確認のため必要な場合はこれに協力することについて同意します。

現住所： _____

氏名： _____

生年月日： _____

※本同意書は、署名から5年間有効

関係規則の改正に伴う事業者の秘密保全規則の変更届（参考）

別紙様式第6号

発簡番号

発簡年月日

（契約担当官等） 殿

（委託先）

事業者秘密取扱適格性の一部内容の変更について（届出）

標記について、下記のとおり届出します。

記

1 変更する事項

2 変更する理由

3 変更年月日

添付書類：

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

注：1 変更する事項欄には、「秘密保全規則」、「特別防衛秘密保全規則」、「秘密保全実施要領」、「保全教育」と記載する。

2 変更する理由欄には、変更する理由を具体的に記載する。

3 届出に当たっては、変更内容を明示した書類を添付する。

【記載例】

1 変更する事項

秘密保全規則、秘密保全実施要領及び保全教育

2 変更する理由

防衛装備庁の装備品等秘密に係る関連規則の制定等に伴い「装備品等秘密」への名称変更等を行うもの

3 変更年月日

変更した年月日

添付書類：変更後の規則等を添付

※ 変更内容は、赤字等にするなど変更箇所を明認することで新旧対照表の添付は省略できます。（次スライドに詳細）

実際に「装備品等秘密」を取り扱う前までに、契約担当官等に届出してください。

関係規則の改正に伴う事業者の秘密保全規則の変更内容例（参考）

（現状の規則）

秘密保全規則

（定義）

第1条

1. 「秘密」：「防衛装備庁における秘密保全に関する訓令」（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第2条第1項に規定する秘密をいう。

⋮

（秘密の文書等の保管）

第5条

1. 秘密の文書等の保管場所については、立入禁止区域とする。

⋮

（秘密の表示）

第10条

1. 秘密の文書等の複製又は製作若しくは写真撮影の必要が生じた場合は、防衛省の許可を得るとともに、速やかに秘密の表示の措置を講じなければならない。

⋮

（秘密保全に係る誓約書）

第15条

1. 秘密を取り扱う者は、誓約書を作成し、保全責任者に提出しなければならない。

（届出規則）

秘密保全規則

規則の名称の変更は求めません。

（定義）

第1条

1. 「**装備品等秘密**」：「防衛省が調達する**装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律**」（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する**装備品等秘密**をいう。

⋮

（**装備品等秘密**の文書等の保管）

第5条

1. **装備品等秘密**の文書等の保管場所については、立入禁止区域とする。

⋮

（**装備品等秘密**の表示）

第10条

1. 秘密の文書等の複製又は製作若しくは写真撮影の必要が生じた場合は、防衛省の許可を得るとともに、速やかに**装備品等秘密**の表示の措置を講じなければならない。

⋮

（**装備品等秘密**の保全に係る**同意書**）

第15条

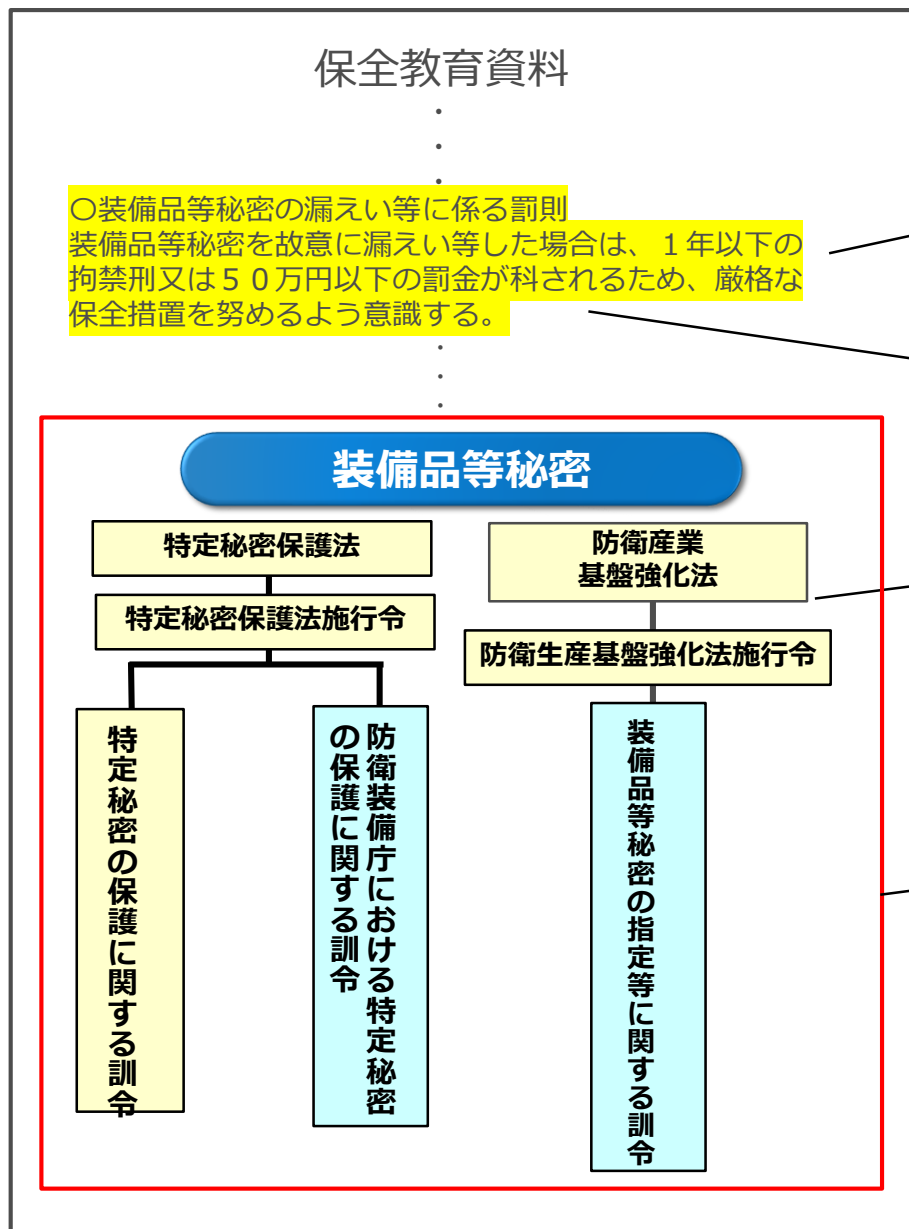
1. **装備品等秘密**を取り扱う者は、**同意書**を作成し、保全責任者に提出しなければならない。

変更箇所を黄色ハッチングで明示してください。



- ・防衛省から提供している「秘」、「省秘」、「庁秘」を意味している場合は、「**装備品等秘密**」に変更が必要です。
 - ・一般的ないわゆる「秘密」である場合、変更は不要です。
（特定秘密又は特別防衛秘密の意味を含んだ「秘密」も変更は不要です。）
 - ・各事業者様によって意味合いが変わると思いますので、上記の考え方により変更の要否をご判断ください。
- ※指定前秘密については、削除してください。

関係規則の改正に伴う事業者の教育資料の変更内容例（参考）



新たに科される罰則を周知するため、記載。

変更箇所が文章等の場合、黄色ハッチングで明示してください。

新たな法律及び規則の追加

変更箇所が図等の場合、赤枠で囲み、明示してください。

施行日後にも引き続き取り扱う秘密文書等に係る手続き(承諾書の送付)

付紙様式第1

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

契約事業者 各位

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等秘密の指定等に係る手続の確認について(依頼)

標記について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号。以下「強化法」という。)第3章(装備品等契約における秘密の保全措置)の施行(令和6年4月1日)に伴い、令和6年4月1日前から引き続き秘に指定された文書等(秘密文書等)を貴社が使用するに際して、施行日後においても契約の履行に必要な秘密文書等を円滑に取り扱うことができるよう措置するため、強化法の施行に必要な装備品等秘密の指定等に係る下記の手続の実施について承諾されたく依頼する。

[協力依頼事項(強化法の施行に伴う措置)]

- (1) 強化法第27条第1項に規定する「装備品等秘密」の表示を秘密文書等に表示すること。なお、この際の要領として、①防衛省に一旦返却する、②貴社の担当者が表示した上で、事後、防衛省の確認を受ける、③防衛省の担当者が貴社に赴いて表示する要領から選択できる。
- (2) 令和6年4月1日以降、装備品等秘密を取り扱う従業者に係る関係社員名簿を提出すること(当初の契約時の関係社員名簿から変更のある場合に限り)。
- (3) 従業者から提出させる従前の誓約書について、同意書の様式により、令和6年4月1日以降、装備品等秘密を取り扱う従業者から提出させること。

[現行契約の変更事項]

- (1) 契約書において「秘密」、「秘」、「省秘」、「庁秘」の文言について、「装備品等秘密」に変更すること。
- (2) 「誓約書」について、「同意書」に変更すること。
- (3) 当初の契約時の関係社員名簿の従業者に変更のない場合は、装備品等秘密を扱う従業者に係る関係社員名簿とみなすこと。
- (4) 秘密保全関係規則について、装備品等秘密の指定等に関する訓令を加えること。

写送付先: 契約担当官等

装備保全管理課から契約事業者様に対して、本様式で依頼文書を送付します。
この内容についてご確認いただき、ご回答をお願いします。

法施行日後も引き続き秘密文書等を取り扱う場合の手続(承諾書の回答)

防衛装備庁長官 殿
(装備政策部装備保全管理課長 気付)

(契約事業者)

装備品等秘密の指定等に係る手続の確認について(回答)

標記について、下記のとおり回答する。

記

1 承諾する・ 承諾しない (いずれかに○をお願いします。)

※「承諾」を選択することにより、変更契約の手続が省略されます。

2 承諾しない場合は、その理由

3 装備品等秘密の表示の要領について (いずれかに○をお願いします。)

選択① 秘密文書等を防衛省に持参します。

選択② 自社で事前に装備品等秘密の表示をしますので、事後、防衛省の確認をお願いします。

選択③ 防衛省の担当者に来ていただいて、装備品等秘密の表示をお願いします。

回答の宛先は防衛装備庁長官になります。各契約担当官等に直接送付して頂く必要はありません。(地方調達も同様)

- 承諾の場合は、下記のいずれかの措置から契約事業者様が選択
 - ①装備保全管理課に返却頂き、指定及び表示後に再送付
 - ②契約事業者様で表示して頂き、後日の保全検査で確認
 - ③装備保全管理課の職員が現地で表示作業を実施
- ※選択された措置の実施日等については契約事業者様ごとに調整
- 承諾いただけない場合は、変更契約が必要になります。

「承諾」の場合、本書を以て変更契約の代替としますので、契約変更の手続は必要ありません。

装備保全管理課の職員が契約事業者様の施設に赴く際の立入申請

付紙様式第 4

防衛装備庁証明書第 号

装備品等秘密の表示に関する立入許可証明書

所属：
官職：
氏名：
身分証明書番号及び有効期限：

上記の者は、装備品等秘密の表示を行う者として指定し、装備品等秘密の表示を行うため契約事業者の立入禁止区域への立入を許可したことを証明する。

令和 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長

(注意)

- 1 この証明書は、装備品等秘密の表示を行うために契約事業者の立入禁止区域（秘密を取り扱う立入禁止区域に限る。）に立ち入るときは、常に携帯しなければならない。
- 2 この証明書を紛失、き損若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに、その旨を装備政策部装備保全管理課長へ届け出なければならない。
- 3 この証明書を他社に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 この証明書は、契約事業者から求められたときは、その写しを提供することができる。

承諾書に「承諾」をいただき、かつ装備保全管理課の担当者による現地作業をご希望の場合には、スムーズな作業実施のために、通常の立入手続とは異なる下記の措置を実施します。

- ① 装備保全管理課と契約事業者様の間で、作業日程を調整
- ② 立入当日、装備保全管理課職員が本書を携行し、契約事業者に提示
- ③ 装備品等秘密の表示作業を目的とする場合に限り、本証明書の提示を以て立入手続の完了とする。

(お問い合わせ先)

防衛装備庁 装備政策部 装備保全管理課

(住所) 〒162-8870

東京都新宿区市谷本村町5-1

(電話) 03-3268-3111 内線 21043~21045、27025

担当：福田・一色・石田・藤村

(メールアドレス) : soubihintouhimitsu@ext.atla.mod.go.jp